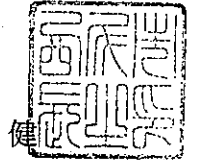


5 西商第 1 9 3 号
令和 5 年 1 0 月 2 5 日

西尾市監査委員 糟谷 修 様
西尾市監査委員 松崎 隆治 様

西尾市長 中 村



西尾市職員措置請求に係る監査結果に基づく措置内容について（報告）

令和 5 年 7 月 5 日付け 5 西監第 6 - 1 6 号で通知のありました勧告に係る事項について、地方自治法第 2 4 2 条第 9 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 勧告に係る事項

監査請求の対象である、廃棄物撤去契約は、市議会の議決を経なければならず、議決を経ることなく締結された契約は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号に違反するものであるため、西尾市長は追認の議案を提出し、必要な議決を経ること。

2 措置の内容

西尾市議会令和 5 年 9 月定例会に追認議案を提出し、令和 5 年 9 月 2 8 日に原案が可決されました。

3 添付書類

議決証明書（写）

（問合せ先 産業部 商工振興課 開発・公社担当 内線 2 8 5 2）



工事請負契約について（追認）

下記のように工事請負契約を締結したので、追認を求める。

令和5年9月1日提出

西尾市長 中 村 健

記

- 1 契約の目的 工業系用地開発関連業務（廃棄物処理）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1,78,643,300円
- 4 契約の相手方 名古屋市中区栄四丁目3番26号
三井住友・日本国土・長坂特定建設工事共同企業体
代表者 三井住友建設株式会社 中部支店
執行役員支店長 田 中 邦 佳

（提案理由） 駁馬瀬戸地区における工業用地開発において、不法投棄による廃棄物の処理に係る工事請負契約を締結したことについて追認を得るため。

（根拠法令） 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

令和5年9月28日可決の原本と相違ない事を証明する

令和5年10月6日

西尾市議会議長 本郷照代

